

箱崎法律事務所弁護士報酬基準（顧問弁護士サービス等）

制定：2025年6月

最終改定：

①タイムチャージ制における弁護士の時間単価（スポット対応・基本稼働時間超過分）						4万円／1時間
②顧問弁護士サービス						
プラン (月額)	基本稼働時間	実質割引額	無料相談・優先対応 (法的紛争解決)	弁護士報酬割引率 (法的紛争解決)	完全成功報酬制（債権回収（示談交渉事件））の報酬金	出張法務サポート
2万円	1時間	2万円	○	10%	経済的利益の額の30%	○
6万円	3時間	6万円	○	15%	経済的利益の額の30%	○
10万円	5時間	10万円	○	20%	経済的利益の額の25%	○
20万円	10時間	20万円	○	25%	経済的利益の額の25%	○

※金額は消費税別

※別途実費等の負担あり

※債権回収（示談交渉事件）の完全成功報酬制は、契約書等により当該債権の発生が明白である場合に限り、かつ原則として毎月5件を上限とします。

※出張時には（出張法務サポートを含みます。）、所定の弁護士報酬に加えてタイムチャージ制（時間単価1万円／1時間）による追加報酬（日当）が発生します。

※本基準は、当事務所の弁護士報酬に係る基本的基準であり、予告なく改定することがあります。